生活困窮者住居確保給付金支給申請書											
	フ	リガナ	<u> </u>			1年 1下 11			四百	記入例	
				フジミ: 富士見	太郎						
						404	48	10	188 / I	-	
②生年月日			昭和・平原		40年	4月	1日	満(58) 歳		
③電話番号				010 - 1111 - 3333 合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)							
						か該当する数	文字を○で囲んた	ごうえ、該当 [∼]	する方に記載)		
申立事項	1.	離職等の時期	木舟 1	号に規定する場合 令和5年5月1日 ◆					離職等の場合は1 休業等の場合は2 にご記入ください		
		離職等した事業所		〇〇〇会社							
	2.	第3条第2号	に規定								
		給与その他の業 収入を得る機会 の状況		新型コロナウィルスの影響で就業場所が人員削減となり、 会社の指示で休職となった。							
	(5)			計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること							
	6	離職等前の雇用状況 等、世帯の生計の維持 にかかる状況		契約社員として就業していた給与で生計を維持していた。							
				ずれかに該当していること (いずれか該当する数字を〇で					 ○で囲んだうえ、	、該当する方に記載)	
			居を喪失している		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					すでに住居を失っている場合は1	
		住居を喪失した住民							住居の契約が続いている場合は2		
	2.	喪失した住居の住所 現在の状況		富士見市鶴馬〇-〇-〇 にご記入ください 知人宅を間借りして生活中							
			るおそ	れがあること							
		現在の住所		富士見市鶴馬00-99 OOOハイツ101							
		住居の家主等		富士見 太郎 賃貸契約書の賃貸契約者名							
		喪失するおそれのあ る住居の家賃額		55,000円 ◆ 賃貸契約書の共益費 管理費を除いた賃料							
		現在の収入状況等、住 居喪失のおそれがある 理由、状況等		生計維持者の収入が減収、来月は無給、休職期間の見通しが立っていない。							
	7	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次 <u>のとおりであること</u>									
				ミタロウ フジミハナコ			フジミサクラ			あることをご確認ください	
		氏名	富士	見太郎	太郎 富士見		富士見桜			が収入上限以下である 額(預貯金)が上限以下	
		続柄	本	、 人	妻		子	子			
		生年月日	\$3	9. 5. 1	\$39. 10	. 20	H19. 2. 1	5			
		収入(月額)		85, 020円	28,	400円		円	ļ	円 113, 420円 ①	
		預貯金等		150, 250円	32,	100円	A	円	ŀ	円 182, 350円 ②	
								変動ある	うときは収入の	の確定している直近3か	
月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金 20歳以下の学生等 上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行の場合は記入不要 り、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「 上石下に小川丁正 」いう。)の支給を申請します。											
私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援 に必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定 22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定す あって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。										、職業安定法(昭和)職業紹介事業者で	
	,	令和 5年 1	0月	30日 ◀		窓口で申	申請する日付	_			
1	'n	富士見福祉事務	所長	殿	•			- 山洼	耂 丘	白里で記名	

申請者氏

自署で記名

様式第一号(裏面) (様式1-1) (裏面)

(注 意 事 項)

1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、 又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受 給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況 について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。